石綿含有製品の 製造、使用等が 禁止となります。

労働安全衛生法施行令が改正され、 平成16年10月1日から施行されることになりました。

石綿をその重量の1%を超えて含有する①~⑩の製品の 製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されます。(令第16条)

禁止される石綿含有製品(令別表第8の2)

- ①石綿セメント円筒
- ②押出成形セメント板
- ③住宅屋根用化粧スレート ⑧ブレーキパッド
- ④繊維強化セメント板
- ⑤窯業系サイディング

- ⑥クラッチフェーシング
- ⑦ クラッチライニング

 - ⑨ブレーキライニング
 - ⑩接着剤



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署